

令和 7 年度むつ市交通事業者運転手確保支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 22 日

むつ市告示第 125 号

(趣旨)

第 1 条 市は、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、市内を運行する公共交通事業者が人材確保のために従業員の第二種運転免許取得に要する経費を負担した場合に、予算の範囲内において、むつ市交通事業者運転手確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 61 年むつ市規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業限定許可を受けている者を除く。）であって、同法第 4 条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者をいう。
- (2) 従業員 公共交通事業者に雇用されている者であって、第二種運転免許取得後に市内を運行する路線バス、貸切バス、タクシー及びハイヤーの運転業務に携わる者をいう。
- (3) 第二種運転免許 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 4 項に規定する運転免許のうち、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に運行路線又は営業区域があり、現に運行又は営業している公共交通事業者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営してい

る又は関係している事業者でないこと。

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者が補助対象期間内に支出した従業員の第二種運転免許取得に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 入学金
- (2) 適正検査料
- (3) 学科教習料
- (4) 技能教習料
- (5) 効果測定料
- (6) 教材費
- (7) 写真代
- (8) 検定料
- (9) 合宿免許費用
- (10) 仮免許試験手数料（1回目のみ）
- (11) 仮免許証交付手数料
- (12) 技能試験料（1回目のみ）
- (13) 運転免許試験手数料（1回目のみ）
- (14) 運転免許証交付手数料
- (15) 第二種運転免許取得に係る交通費（路線バス運賃及び鉄道運賃）

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内の額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、事業者が当該補助対象経費に対し国、県等の補助金を受けているときは、本補助金及び国、県等の補助金の合計額は、補助対象経費の合計額を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、むつ市交通事業者運転手確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (2) 従業員が取得した第二種運転免許証の写し
- (3) 補助対象経費を確認できる書類
- (4) 従業員を雇用していることを証する書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 国、県等による補助制度等を活用している場合は、その内容を確認できる書類
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 規則第12条の実績報告は、前項の申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、むつ市交通事業者運転手確保支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び経理）

第8条 補助金の請求は、むつ市交通事業者運転手確保支援事業補助金請求書（様式第4号）によるものとする。

2 補助金の交付を受けた事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金の確定の日から1年を経過するまでの間に当該補助金の補助対象経費の支出に係る従業員（以下「補助対象従業員」という。）を雇用しなくなったときは、速やかにその旨を市長に報告し、当該補助対象従業員に対し支出した補助対象経費に係る分の補助金を返還しなければならない。ただし、補助対象従業員を雇用しなくなったことについて市長が特別な理由があると認めるときは、補助金の返還を要しないものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱若しくは規則に違反したとき又は申請書等へ虚偽の記載があったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助対象事業者の責務）

第 10 条 補助金の交付を受けた事業者は、補助対象従業員が交付確定の日から 1 年を経過するまでの間、市内を運行する路線バス、貸切バス、タクシー及びハイヤーの運行業務に携わるよう務めなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。